

源

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税(a) 11	108	117 118
還付税額(b) 12	128	137 138
非課税等(c) 13	148	157
計(a)-(b)+(c) 14	158	167 168

摘要	課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所	領収日付印
	(取りまとめ店)	りそな銀行大阪公務部	
	(取りまとめ局)	大阪貯金事務センター (〒539-8794)	
	上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)		

大阪府 知事殿

令和  年分 中途  月分

令和  年  月  日 提出

11 法人番号 23

24 旧法人番号 36

特別徴収義務者

所在地及び名称

(所属) (担当者)

(電話)

口座番号 加入者名

処理事項	00980-3-960090	大阪府会計管理者
支払金額	01	60
税額	02	70
(延滞金)	03	80
納入金額合計	04	90

課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所	領収日付印
(取りまとめ店)	りそな銀行大阪公務部	
(取りまとめ局)	大阪貯金事務センター (〒539-8794)	
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)		

1枚目

源

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書(写)

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税(a) 11	108	117 118
還付税額(b) 12	128	137 138
非課税等(c) 13	148	157
計(a)-(b)+(c) 14	158	167 168

摘要	課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所	領収日付印
	取りまとめ店	りそな銀行大阪公務部	
	取りまとめ局	大阪貯金事務センター (〒539-8794)	
	上記のとおり通知します。		

大阪府

令和  年分 中途  月分

令和  年  月  日 提出

11 法人番号 23

24 旧法人番号 36

特別徴収義務者

所在地及び名称

(所属) (担当者)

(電話)

口座番号 加入者名

処理事項	00980-3-960090	大阪府会計管理者
支払金額	01	60
納税額	02	70
延滞金	03	80
納入金額合計	04	90

課税事務所	大阪府なにわ北府税事務所	領収日付印
取りまとめ店	りそな銀行大阪公務部	
取りまとめ局	大阪貯金事務センター (〒539-8794)	
上記のとおり通知します。		

2枚目

★点線で切り離し、4枚1組でご使用ください。

(1枚目と2枚目は、様式の左上部をホッチキスなどで接合してください)

【令和 年分 中途 月分】  
配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年した年を記載します。ただし、年の中途において源泉徴収選択口座の廃止届出書の提出等があった場合には、源泉徴収選択口座内配当等が生じた年を記載するとともに、「中途」を○で囲み、「中途 月分」の欄に、当該廃止届出書の提出等があった日の属する月を記載してください。

本来の利払月が「平成」の場合は、「令和」部分を2重線で消し、「平成」へ訂正した上で、ご使用ください。

【課税】  
交付された源泉徴収選択口座内配当等の配当所得の総額を「支払金額」の項に、その「支払金額」の欄に記載した金額について特別徴収した配当割額を「税額」の項に記載してください。

【還付税額】  
「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の配当所得と上場株式等の譲渡損失を損益通算した結果、還付した配当割額を記載します。また、同欄の「支払金額」の項にはその還付税額に対応する支払金額を記載してください。

【非課税等】  
「非課税等」の欄の「支払金額」の項には源泉徴収選択口座内配当等のうち配当割が課されないもの又はこれを免除されているものを記載してください。

【金額一致欄】  
左欄「11」-「12」支払金額=右欄「01」  
「非課税等」分の支払額は含めないでください。(左欄「13」)

左欄「11」-「12」税額=右欄「02」  
左欄「14」税額=右欄「04」

源

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式会社等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

大阪府		所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年分 中途 <input type="text"/> 月分	特別徴収義務者	(所屬) (電話) (担当者)									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提出											
法人番号											
旧法人番号											
処理事項	口座番号	加入者名									
	00980-3-960090	大阪府会計管理者									
支払金額	01	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	02									
	延滞金	03									
	合計	04									
上記のとおり納入します。		※	口	領収日付印							
		日付	円								
		※印は郵便局において使用する欄です。									

3枚目

源

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式会社等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式会社等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書(写)

区分	支払金額	税額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課税(a)	11	11
還付税額(b)	12	12
非課税等(c)	13	13
計(a)-(b)+(c)	14	14
0		
摘要		

4枚目

大阪府		所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年分 中途 <input type="text"/> 月分	特別徴収義務者	(所屬) (電話) (担当者)									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提出											
法人番号											
旧法人番号											
処理事項	口座番号	加入者名									
	00980-3-960090 番	大阪府会計管理者									
支払金額	01	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	02									
	延滞金	03									
	合計	04									
上記のとおり領収しました。		領	収日付印								
		日付									
		殿									

## 納入申告書記載要領

- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
- 2 「令和 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 4 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 5 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 6 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
- 7 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。

- 8 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 9 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 10 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

## 特別徴収税額計算書記載要領

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等又は未成年口座内上場株式等の配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 4 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。